

入札公告

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年（2026 年）7 月 8 日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 事業名

下関市民センター屋内運動場照明設備改修賃貸借

2. 事業内容

別紙「下関市民センター屋内運動場照明設備改修賃貸借仕様書」
のとおり

3. 契約期間等

- (1) 契約期間 契約締結日から令和 13 年 11 月 30 日まで
- (2) 賃貸借期間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日
まで
- (3) 改修期間 契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで

4. 入札条件

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定しない者であること。
- (2) 公告日現在において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「賃貸借（リース）」に登録があること。

- (3) この告示の日から本業務入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 次の申立てがなされていない者であること。
- ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
- ウ 民事再生法（平成 14 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規程に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (6) 本業務の実施構成員全者が上記 (3) から (5) に示す参加資格を満たしていること。
- (7) 過去 2 年以内に、本業務と同等、同規模の業務の契約で発注者が各々異なる契約の実績を 1 件以上有していること。

5. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市市民部まちづくり政策課、下関市ホームページ上
- (2) 日時 令和 8 年 7 月 8 日（水） 9 時から
令和 8 年 7 月 21 日（火） 17 時まで

6. 申請方法等

「入札参加資格確認申請書（様式①）」に「国又は地方公共団体その他公共団体との契約実績表（様式②）（契約実績を有する場合のみ。契約書の写しを添付すること。）」を添付し、郵送又は持参により提出すること。

7. 申請書の提出期限

- (1) 申請書提出期限 令和8年7月21日（火） 17時
- (2) 提出先 〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市役所本庁舎西棟4階

市民部まちづくり政策課

8. 質問の方法

- (1) 本入札による質問は、ファクシミリによること。
(下関市市民部まちづくり政策課 FAX：083-231-1809)
- (2) 質問の期限は、令和8年7月16日（木）17時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

9. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、別途「入札参加資格確認通知書」により通知する。

10. 入札方法

- (1) 「入札書（様式③）」を入札場所（11.(2)）に持参すること。
また、入札額は、消費税額を含まない総額の賃借料を記載すること。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 予定価格より低く、かつ、最も低い金額を入札した者を落札者とする。なお、不調の場合を考慮して、入札回数は初回を含め3回までとする。

11. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年7月28日（火） 10時00分
- (2) 入札場所 下関市南部町1番1号
下関市役所本庁舎東棟4階411会議室

12. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13. その他

- (1) 代理人をして入札させるときは、「委任状（様式④）」を代理人に持参させなければならない。
- (2) 入札に参加するものに必要な資格のない者の行った入札及び関係法令に定める条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。
- (4) 入札保証金の納付がない者又は入札保証金が不足する者が行った入札は、無効とする。
- (5) 明瞭でない入札書又は入札金額を判読することができない入札書によりなされた入札は、無効とする。
- (6) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載がない入札書によりなされた入札は、無効とする。
- (7) 代理人でその資格がない者の行った入札又は1人で2人以上の代理として行った入札は、無効とする。
- (8) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (9) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止を受けたとき、並びに業務に必要な人員及び有資格者の配置をすることができなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (10) 入札参加資格申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等を返還しない。
- (11) 業務の開始に当たり、業務の引継に係る費用は、引き継ぐ者の負担とする。

- (12) 入札契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することができる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。